



多世代で同居・近居するために 住宅を新規取得または増改築した方に 奨励金を交付します



市内で新たに多世代で同居または近居することを目的として、住宅を新規取得した方、増改築をした方を対象に、本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金を交付します。

1 奨励金の対象住宅

令和2年(2020年)1月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間に、新規取得した住宅または増改築工事を完了した住宅が対象です。

ただし、次の住宅を除きます。

- (1)主たる住居でないもの（セカンドハウス等）
- (2)中古住宅を贈与または相続により新規取得したもの
- (3)すでに多世代で同居していた世帯が、住宅の建替えまたは増改築を行ったもの

2 奨励金の対象者

奨励金の対象者は、1の対象住宅を新規取得または増改築した方で、次のすべてに該当する方です。

- (1)対象住宅に居住していること
- (2)対象者と同居・近居する世帯員が、それぞれ同居・近居する住宅の所在地に住民登録していること
- (3)対象者と同居・近居する世帯員に市税等の滞納がないこと
- (4)奨励金交付後、10年以上継続して対象住宅に居住する意思があること
- (5)対象者と同居・近居する世帯員に暴力団員がいないこと
- (6)過去に本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金の交付を受けていないこと
- (7)過去に本宮市マイホーム取得奨励金の交付を受けていないこと

3 奨励金の額

次の金額の合計額を交付します。なお合計額のうち1割は、本宮商品券で交付します。

交付基本額	30万円
市内事業者加算額（※1）	10万円
空き家バンク登録物件取得加算額（※2）	10万円

（※1）市内事業者と契約して住宅の新規取得または増改築を行った場合

（※2）もとみや空き家バンクに掲載されている中古住宅を取得した場合

4 申請書類

多世代同居の方※ 新規取得または増改築が対象

- (1) 本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金交付申請書(様式第1号)
- (2) 住民登録及び市税等納付状況確認同意書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金に関する同意書(様式第4号)
※ 対象者が複数人いる場合、または、所有者と申請者が異なる場合
- (5) 住宅の新規取得及び増改築に係る契約書等、または、契約の内容が確認できる書類の写し
- (6) 対象住宅の平面図
- (7) 新規取得の場合は、対象住宅に係る登記簿謄本の写しまたは対象住宅が交付申請者名義の住宅であること、かつ、工事が完了したことを証明する書類
- (8) 増改築の場合は、工事が完了したことを証明する書類
- (9) 子を妊娠中の場合は、母子健康手帳(保護者の氏名が確認できるページ)の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類
※ 審査の際、必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります

多世代近居の方※ 新規取得のみ対象

上記の書類に加え、近居する住宅間の距離が分かる地図等(距離と縮尺を記載すること)

5 申請期限・提出先

令和5年(2023年)3月31日(金)までに、本宮市役所2階 政策推進課までご提出ください。

◇この制度においての用語の意義は、以下のとおりです◇

- ・多世代…親、子、孫の三世代以上のこと(申請時に孫を妊娠中の場合を含む)
- ・同居…親、子、孫のいずれかが住所変更を行い、多世代で同一の住宅に居住すること
- ・近居…親、子、孫のいずれかが住所変更を行い、親世帯と子・孫世帯または親子世帯と孫世帯が、それぞれ居住する住宅の敷地の最短直線距離が概ね2km以内にあること(いずれの住宅も市内にある場合に限る)
- ・新規取得…新たに多世代で同居または近居するために、市内に住宅を新築または購入すること
- ・増改築…新たに多世代で同居するために市内の既存住宅の延べ床面積を増やす工事または既存部分を除却し同程度の面積の住宅部分を築造すること
台所、浴室、便所等の大規模改修工事も増改築とみなします
- ・住宅…人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、便所、玄関を有していること
- ・中古住宅…過去に人の居住の用に供されたことのある住宅

提出先・お問い合わせ

本宮市役所 総務政策部 政策推進課 定住交流係

〒969-1192 本宮市本宮字万世212番地 電話0243-24-5323

ホームページ：<https://www.city.motomiya.lg.jp/site/teijyu/tasedai-family.html>

